

平成 20 年 5 月 13 日

各位

アルゼ株式会社
I R 広報室

当社保有特許権の上告受理申立結果のお知らせ

当社は、遊技検出手段によって、遊技がされていない状態を検出し、遊技音の音量を低下させる発明の特許（特許第 3708056 号）を保有しておりましたが、知財高裁により、本件特許が無効であるとの判決を受け、最高裁判所に上告受理を申し立てておりました。

この度、遺憾ながら、最高裁判所により、本件上告を受理しないとの決定がされ、高裁の判決が確定しました。

現行民事訴訟の下では、最高裁判所に事件を受理するかどうかの裁量権があり、本件では、本件特許を無効とする判断がされたのではなく、事件を受理しないという裁量判断がされたものにすぎません。

そもそも、当社は、本件特許について、特許庁に訂正審判の請求をしており、訂正により本件特許が有効に維持されるものと、確信しておりました。

しかしながら、訂正について特許庁の審理が著しく遅延した上、訂正を拒絶する不当な審決がされたため、当社は、訂正前の特許のまま、最高裁判所の決定を受けてしまい、訂正の機会が奪われてしまいました。

このことは、誠に残念であり、知財立国を掲げる我が国の基本的な政策にも、反するものと考えざるを得ません。そこで、当社としましては、引き続き、取り得る法的手段を継続する考えです。

なお、当社は、遊技機に係る重要特許を数多く保有しており、そのポートフォリオは、他社の追随を許さない傑出したものであります。本件特許の無効は、残念ではありますが、当社の事業に何らの影響も変更をも、もたらすものではありません。

以上